

平 30 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 30 年 2 月 21 日 開会
平成 30 年 2 月 21 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(2 月 14 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙	4
○副議長就任のあいさつ	5
○広域連合議会運営委員会委員の選任	5
○議案第 1 号の上程、説明、採決、討論、採決	5
○議案第 2 号の上程、説明、採決、討論、採決	7
○議案第 3 号の上程、説明、採決、討論、採決	9
○議案第 4 号の上程、説明、採決、討論、採決	11
○議案第 5 号の上程、説明、採決、討論、採決	12
○議案第 6 号の上程、説明、採決、討論、採決	14
○議案第 7 号の上程、説明、採決、討論、採決	15
○議決事件の条項、字句等の整理	18
○閉会	18
○会議録署名	19

平成 30 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 30 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 2 月 14 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 金丸 一元

- 1 期日 平成 30 年 2 月 21 日(水)午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県自治会館 2 階 研修室 1・2

【応招・不応招議員】

応招議員(24 名)

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 番 深沢健吾 君 | 2 番 奥脇和一 君 | 3 番 谷垣喜一 君 |
| 4 番 深沢敏彦 君 | 5 番 西室 衛 君 | 6 番 清水康雄 君 |
| 7 番 中込恵子 君 | 8 番 岡野 淳 君 | 9 番 樋泉明広 君 |
| 10 番 武川則幸 君 | 11 番 久嶋成美 君 | 12 番 飯島武志 君 |
| 13 番 田中輝美 君 | 14 番 内藤 優 君 | 15 番 望月十四朗 君 |
| 16 番 田中一泰 君 | 18 番 秋山 勇 君 | 19 番 三井 猛 君 |
| 20 番 佐藤一仁 君 | 21 番 中村常実 君 | 22 番 後藤和雄 君 |
| 24 番 三浦直樹 君 | 25 番 倉沢鶴義 君 | 27 番 白木昭一 君 |

不応招議員(3 名)

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 17 番 望月藤一 君 | 23 番 高村富三人 君 | 26 番 加藤和秀幸 君 |
|-------------|--------------|--------------|

平成 30 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 30 年 2 月 21 日(水)午後 2 時 30 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について

日程第 5 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議会運営委員会委員の選任について

日程第 6 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び山梨
県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第 8 議案第 3 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 4 号 平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
一般会計補正予算(第 2 号)

日程第 10 議案第 5 号 平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 11 議案第 6 号 平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 12 議案第 7 号 平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 12 まで議事日程に同じ

出席議員(24 名)

1 番 深沢健吾 君

2 番 奥脇和一 君

3 番 谷垣喜一 君

4 番 深沢敏彦 君

5 番 西室 衛 君

6 番 清水康雄 君

7 番 中込恵子 君

8 番 岡野 淳 君

9 番 樋泉明広 君

10 番 武川則幸 君

11 番 久嶋成美 君

12 番 飯島武志 君

13 番 田中輝美 君

14 番 内藤 優 君

15 番 望月十四朗 君

16 番 田中一泰 君

18 番 秋山 勇 君

19 番 三井 猛 君

20 番 佐藤一仁 君

21 番 中村常実 君

22 番 後藤和雄 君

24 番 三浦直樹 君

25 番 倉沢鶴義 君

27 番 白木昭一 君

欠席議員(3 名)

17 番 望月藤一 君

23 番 高村富三人 君

26 番 加藤和秀幸 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 金丸一元 君 事務局長 坂本敏己 君 事務局次長 芦澤文男 君
業務課長 鈴木享 君 会計管理者 小口純枝 君
業務課資格管理担当リーダー 霜村直人 君
業務課庶務担当リーダー 雨宮正貴 君
業務課給付担当リーダー 長倉直樹 君

事務局職員出席者

書記長 金子智奈美 書記 西野早紀 書記 石黒 圭

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

- 事務局(金子智奈美君) それでは、ご起立下さい。相互に礼。ご着席下さい。
●議長(谷垣喜一君) ただいまから、平成 30 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 23 人でございます。よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

- 議長(谷垣喜一君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入る前に、ご報告申し上げます。17 番望月藤一君、23 番高村富三人君、26 番加藤和秀幸君より欠席の届けがありました。また、27 番白木昭一君から遅れるとの連絡がありました。
次に、地方自治法第 235 条の 2、第 3 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりです。
議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。
報道機関から写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

- 議長(谷垣喜一君) 異議なしと認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

- 議長(谷垣喜一君) ここで、金丸広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(谷垣喜一君) 金丸広域連合長。
○広域連合長(金丸一元君) 皆さん、こんにちは。平成 30 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝申し上げます。
さて、今国会に提出されました平成 30 年度の政府予算案のうち、後期高齢者医療制度関係の予算は、対前年度比で 405 億円の増額となっております。5 兆 2,790 億円となっております。高齢者の特性を踏まえた歯科検診などの実施、医療費を抑制するため

の健康診査事業の補助金等が増額となっております。

当広域連合といたしましても、引き続き保健事業や医療費の適正化に積極的に取り組んでいくとともに、今後も被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、各市町村とも緊密に連携・協力しながら、なお一層の努力をしております。

また、後期高齢者医療制度におきましては、法に基づき、2年ごとに保険料率の見直しが行われます。このため、平成30年度、31年度の保険料率につきましては、今定例会に提案をさせていただいております。当広域連合といたしましては、保険料率の算定にあたり、国の制度改正による影響を考慮しつつ、医療給付費の伸びや、被保険者数の増加などを勘案し、剰余金の活用などを行うことにより、平成30年度、31年度の保険料率につきましては、据置くことといたしました。

本日は、この保険料率の据置きを含む「後期高齢者医療に関する条例の一部改正案」をはじめ、平成30年度当初予算案など計7議案を提案させていただいております。

何とぞ十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【議席の指定】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。新たに選出されました3名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、6番葦崎市選出清水康雄議員、12番甲州市選出飯島武志議員、16番身延町選出田中一泰議員の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番西室衛君、20番佐藤一仁君を指名いたします。

【会期について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について」を議題といたします。選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、副議長選挙の方法は、指名推選といたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、議長において指名することにいたしました。山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、秋山勇君を指名いたします。ただいま、指名いたしました秋山勇君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選

人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** ご異議ありませんので、よって、秋山勇君が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、当選いたしました。秋山勇君が、議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。ここで、当選されました秋山勇君より、あいさつをお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

【副議長就任のあいさつ】

○**18番秋山勇君** 就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま皆様方のご推挙をいただきました、18番富士川町出身の秋山でございます。よろしくをお願いいたします。議長の補佐役として、議会が円満、円滑に運営されますよう、誠心誠意頑張っ

て参りたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、大変簡単でございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

【広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会議会運営委員会委員の選任について」を議題と致します。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名をいたします。

1番深沢健吾君、4番深沢敏彦君の2名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員として、ただいま指名をいたしました、深沢健吾君と深沢敏彦君を、選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、深沢健吾君と深沢敏彦君を、議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第6 議案第1号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第6「議案第1号山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 坂本事務局長。

○**事務局長(坂本敏己君)** それでは、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。条例改正の提案理由であります。人事院規則の一部改正に伴い、職員が再度の育児休業を取得する際の「特別な事情」に、保育所等への入所待ち及び育児をする職員の疾病等に係る内容の項目を追加するなど、県及び市町村に合わせまして条例を改正するもので、職員が今まで以上に育児を行いやすい環境を整備するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、具体的な内容等につきましては、芦澤次長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 芦澤事務局次長。

○事務局次長(芦澤文男君) 次長の芦澤でございます。よろしくお願いいたします。

それではお手元の資料 1「山梨県後期高齢者医療広域連合条例説明書」1 ページをお開ください。

議案第 1 号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」条例改正の詳細について ご説明いたします。

要旨につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例に関して、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、1 つ目としまして、再度の育児休業をすることができる特別の事情及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に、それぞれ当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加する。

2 つ目としまして、再度の育児休業をすることができる特別の事情に、育児休業をしている職員の負傷疾病等により育児休業の承認が取り消された後に当該職員が子を養育することができる状態に回復したことを追加する。

施行期日、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、新旧対照表になります、2、3 ページをお開きください。「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」の一部を次のように改正する。第 3 条第 5 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。4 号育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が子を養育することができる状態に回復したこと。第 4 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附則(施行期日) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上が、議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 1 号の質疑を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号「山梨県後期高齢者医療広域連合 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員であります。よって「議案第 1 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第2号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第7 議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。条例改正の提案理由であります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正、施行されたことに伴い、広域連合の条例を改正するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、具体的な内容等につきましては、芦澤次長より説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 芦澤事務局長次長。

○事務局長次長(芦澤文男君) 続きまして、条例改正について、ご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

お手元の資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合条例説明書」5ページをお開ください。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」条例改正の詳細についてご説明いたします。

要旨につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が平成29年5月30日から施行されたことに伴い、個人情報に関する定義の明確化を図るほか、その他所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、1つ目としまして「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」に、指紋データ、旅券番号等の「個人識別符号」を個人情報の定義に追加し、不開示情報に該当する開示請求者以外の個人に関する情報に「個人識別符号が含まれるもの」を加える。本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として「要配慮個人情報」を定義し、「要配慮個人情報」の保有を制限する。

2つ目としまして「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」に、不開示情報に該当する個人に関する情報を明確に規定する。

施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、新旧対照表になります。6、7ページをお開きください。「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」の一部を次のように改正する。第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録

(電磁的方式(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの。8 ページをお開き下さい。第 2 条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、同条第 6 号中「第 23 条第 1 項及び第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)を加え、同号を同条第 8 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。3 号個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。(4) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する要配慮個人情報をいう。

続きまして 8、9 ページをお開きください。第 3 条第 3 項中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、各号を削り、同条第 4 項中「同項各号に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。第 4 条中「電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第 23 条及び第 64 条において「電磁的記録」という。)」を「電磁的記録」に改める。

10、11 ページをお開きください。第 10 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。6 号記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨第 11 条第 1 項及び第 2 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。第 14 条第 3 号中「(含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

12、13 ページをお開きください。第 15 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。第 34 条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。第 35 条第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

次に、「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」であります。

新旧対照表 16 ページをお開きください。「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」の一部を次のように改正する。第 5 条第 2 号中「を除く。)で」の次に「あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により」を加える。

附則(施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する実施機関が行う同条第 5 号に規定する保有個人情報を取り扱う事務であって当該保有個人情報に同条第 4 号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第 10 条第 1 項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例(平成 30 年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号)の施行後遅滞なく」とする。

以上が、議案第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、「議案第 2 号」の

質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

お諮りいたします。議案第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合 個人情報保護条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合 情報公開条例」の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員であります。よって「議案第 2 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 8 議案第 3 号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 8、議案第 3 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、議案第 3 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の 7 ページをご覧ください。条例改正の提案理由であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、平成 30 年度 31 年度の保険料率の見直し及び、保険料賦課限度額の引き上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充、並びに住所特例の制度の見直しがそれぞれ行われたため、条例を改正するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、具体的な内容等につきましては、鈴木業務課長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) 業務課長の鈴木です。よろしくお願いたします。条例改正の詳細について、ご説明いたします。

別冊の資料 1、条例説明書の 19 ページをご覧ください。議案第 3 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料率の改定、及び、平成 30 年 1 月 31 日、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、後期高齢者の保険料に関し、負担能力に応じた負担を求める観点から保険料賦課限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたこと。また、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成 30 年 4 月 1 日から施行されるため、所要の改正を行うものであります。このうち、保険料率の改定につきましては、2 月 7 日の議員全員協議会での説明のとおり、据え置きで提案させていただきます。

次に、内容ですが、保険料率の改定として第 7 条中平成 30 年度及び平成 31 年度における所得割率を、平成 28 年度及び平成 29 年度と同様、100 分の 7.86 とする。第 8 条中平成 30 年度及び平成 31 年度における均等割額を、平成 28 年度及び平成 29 年度と同様、40,490 円とする。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、保険

料賦課限度額について、57万円から62万円に引き上げる。

国の費用負担の条文関係で高齢者の医療の確保に関する法律との整合性を図るため、5割軽減の基準について、被保険者数の乗ずる金額を第13条第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改める。

2割軽減の基準について、被保険者数の乗ずる金額を第13条第1項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

住所地特例の見直しに伴い、県外の施設等に入所している山梨県内の国民健康保険住所地特例者が、平成30年4月1日以降後期高齢者医療保険被保険者になった場合に、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることの変更であります。

施行期日につきましては、本年4月1日からとするものであります。経過措置として、この条例による改正後の山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものであります。

次に、新旧対照表であります。20ページの第7条本文中の「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、第8条本文中の「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、第9条本文中の「57万円を「62万円」に、22ページの第11条第1項第1号イ本文中の「法第93条、第96条及び第98条」を「法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条」に、24ページの第13条第1項第2号本文中の「27万円」から「27万5,000円」に、第13条第1項第3号本文中の「49万円」から「50万円」に改めるものであります。また、25ページの第19条本文中の「被保険者」の次に「及び法第55条又は法第55条の2の規定を受ける被保険者」を、第20条本文中の「法第55条」の次に「又は法第55条の2」を加えるものであります。

以上が、議案第3号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 佐藤議員。

○20番佐藤一仁君 確認ですが、19ページの7番目、住所地特例とありますが、これを実例を挙げてわかりやすく説明してください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 霜村直人君。

○資格管理担当リーダー(霜村直人君) 業務課資格管理担当の霜村と申します。住所地特例につきましては、今まで山梨県内の国民健康保険に加入している方が東京都の住所地特例施設に入所した場合は、引き続き従前の国民健康保険の被保険者でありました。そして、その方が75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者になった場合は、東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者になっておりましたが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、平成30年4月1日以降は、元々山梨にいた方ですので山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者になるという改正になります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 佐藤議員。

○20番佐藤和仁君 東京都の施設に入った時点では、その人の住所は東京にあったのか、山梨にあったのかを教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 霜村直人君。

○資格管理担当リーダー(霜村直人君) 住所地特例の方は、国保の時点で東京都に住民登録がされています。東京都の住所で75歳に到達した方は、今までは東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となりましたが、山梨県に住所がなくても山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者になるという改正になります。住所地特例は元々ある制度ですが、例えば特別養護老人ホームに入所するとそこに住所を移すこととなりますが、住所地の保険者の療養給付費等が上がってしまうため、元々住所のあった保険者で被保険者を継続する制度となっております。今回の改正は県跨ぎの場合に適用されます。

●議長(谷垣喜一君) 佐藤議員よろしいでしょうか。他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 秋山議員

○18番秋山勇君 20ページのところをお開きください。新旧対照表のところですが、旧の方の8条と9条の間に、新の方の(保険料の賦課限度額)が入るのかどうか教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) ただ今の件ですが、旧の方は記載漏れとなっておりますので、旧の方にも(保険料の賦課限度額)が入ります。ご承知おきお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 秋山議員よろしいでしょうか。他にございますか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員であります。よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第4号】

●議長(谷垣喜一君)

次に、日程第9、議案第4号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、議案第4号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の9ページをご覧ください。予算の総額は歳入歳出とも補正前と変更はございませんが、歳出の款項の区分ごとの金額についてのみ、組み替えの補正をします。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、芦澤次長から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 芦澤事務局次長。

○事務局次長(芦澤文男君) それでは議案第4号平成29年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。詳細であります。別冊資料2 予算説明書1ページからの「補正予算 事項別明細書」により説明いたします。

2 ページをお開きください。歳出予算の総額は、増額、減額せず、歳出予算の組み替えを行うものであります。

3 ページをご覧ください。3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目老人福祉費 28 節繰出金の事務費繰出金(共通経費)の 117 万 2 千円の減額であります。内容につきましては、特別会計で国庫支出金が増額したことにより、事務費繰出金(共通経費)を減額するものであります。4 款諸支出金 1 項基金費 1 目財政調整基金費 25 節積立金を 117 万 2 千円増額し、3,853 万円の積立てとするものであります。内容につきましては、事務費繰出金(共通経費)の減額分 117 万 2 千円を積立てるものであります。

以上が、平成 29 年度一般会計補正予算(第 2 号)の詳細であります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第 4 号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号「平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第 2 号)」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員であります。よって「議案第 4 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 10 議案第 5 号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第 10、議案第 5 号「平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 坂本事務局長。

○**事務局長(坂本敏己君)** それでは、議案第 5 号「平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の 11 ページをご覧ください。本補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,316 万 7 千円を増額し、それぞれ 1,015 億 3,698 万 2 千円とするものでございます。

12 ページをご覧ください。歳入の主な内容であります。項の欄をご覧ください。「国庫補助金」におきましては、人間ドック事業及びレセプト二次点検、及びジェネリック普及啓発費の不足分と健康診査事業の実績見込み減との一部相殺による増額であります。次の「県補助金」におきましては、前項の健康診査事業に伴う減額であります。次の「一般会計繰入金」におきましては、国の調整交付金及び補助金が増額されたことに伴う一般会計からの繰入金の減額であります。次の「基金繰入金」におきましては、保健給付費の不足分による増額であります。次の「雑入」におきましては、第三者行為損害賠償求償金の収入見込みによる増額であります。

13 ページをご覧ください。次に、歳出の主な内容であります。項の欄をご覧ください。「総務管理費」におきましては、郵送料の改定に伴う不足分等であります。次に「療養諸費」におきましては、レセプト審査手数料の不足分であります。次に「高額療養諸費」におきましては、高額療養費増に伴う増額であります。次に「健康保持増進事業費」におきましては、健康診査事業費の減額と、人間ドック助成事業費不足分の

相殺による減額であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、鈴木業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) それでは、詳細につきましては、別冊の資料 2、予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。予算説明書の 5 ページからが特別会計の補正予算になります。6 ページは歳入、7 ページが歳出の総括表であります。

初めに、歳入から説明いたします。8 ページをご覧ください。まず、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目の調整交付金 1,250 万 4 千円の増額は、各市町村で実施する人間ドック事業の実績と見込みによる増額、および柔道整復師に係るレセプト二次点検業務への補助ならびに山梨県保険者協議会負担金の増額分であります。2 目後期高齢者医療制度事業費補助金、1 節健康診査事業費補助金の 541 万 8 千円の減額は、市町村健康診査事業の実績見込み減により減額となるものです。2 節医療費適正化等推進事業補助金の 67 万 1 千円の増額は、後発医薬品の普及啓発に係る委託および郵送料の増額によるものです。

次に 3 款県支出金、3 項県補助金、1 目の後期高齢者医療保健事業補助金 541 万 8 千円の減額は、先ほど 2 款国庫支出金 2 項 2 目での説明と同じく市町村健康診査事業の実績見込み減により減額となるものです。7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金の 117 万 2 千円の減額は、2 款国庫支出金 2 項 1 目調整交付金および 2 目後期高齢者医療制度事業費補助金が増額されたことに伴い、一般会計からの繰入額が減るものであります。2 項基金繰入金、2 目の後期高齢者医療給付基金繰入金 5,200 万円の増額は、保険給付費の支出増による不足分であります。10 款諸収入、3 項雑入、1 目第三者納付金の 3,000 万円の増額は、第三者行為に係る損害賠償求償金の収入見込みが増えたことによるものです。

次に、歳出であります。9 ページをご覧ください。1 款 総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は 353 万 5 千円の増額であります。内訳ですが、12 節役務費の通信運搬費で郵送料の改定に伴う不足分 350 万円、19 節負担金補助及び交付金で、保険者協議会負担金の不足分 3 万 5 千円の増額であります。

10 ページをご覧ください。2 款保険給付費、1 項療養諸費、5 目審査支払手数料の 200 万円の増額は、審査件数増に伴う不足分であります。

11 ページをご覧ください。2 項高額療養諸費、1 目高額療養費の 8,000 万円の増額は、高額療養費支給件数増に伴う不足分であります。

12 ページをご覧ください。5 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費の 1,083 万 6 千円の減額は、市町村健康診査事業の実績見込み減により減額するものであります。2 目その他健康保持増進費、8 節報償費 5 万円の減額は、今年度事業確定による講師謝礼の不用額であります。19 節負担金補助及び交付金の 851 万 8 千円の増額は、市町村が行う人間ドック助成事業の実績見込みによる不足分であります。

以上が、平成 29 年度特別会計補正予算第 3 号の内容であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第 5 号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案 第 5 号、「平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって「議案第5号」は原案のとおり可決することに決定致しました。

【日程第11 議案第6号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第11、議案第6号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは議案第6号平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明させていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。平成30年度の一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,056万5千円であり、前年度と比較して1億1,018万3千円の増額となっております。一般会計は、歳入として構成市町村から負担金を受け入れ、議会に係る費用や広域連合の事務に要する費用、及び特別会計の事務費に充てる繰出金等の歳出に、これを充当する内容となっております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、芦澤次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 芦澤事務局次長。

○事務局次長(芦澤文男君) それでは議案第6号「平成30年度一般会計当初予算の詳細」について、ご説明いたします。別冊資料3 予算説明書1ページからの事項別明細書に基づきまして説明いたします。

初めに、歳入であります。4ページをお開きください。1款分担金及び負担金4億7,430万5千円は、事務費共通経費としまして、構成27市町村から4億7,328万8千円及び標準システムの追加設備分として9市町村から101万円7千円あります。この事務費共通経費負担金の算出方法であります。広域連合規約の規定によりまして、均等割りと、市町村の人口を按分し、年4回に分けて納付していただいております。2款財産収入1千円は、事務費負担金を積み立てる財政調整基金の預金利子であります。3款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億622万7千円は財務会計システム及び標準システム機器更改のための基金取り崩しであります。4款繰越金であります。収入額が未定のため科目設定となっております。5款諸収入であります。預金利子など3万1千円となっております。歳入につきましては、以上であります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。5ページをお開きください。なお、表の右の説明欄には、主な内容が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。1款議会費116万1千円の、主な支出見込みであります。定例会2回、臨時会1回の開催を予定しております。これに伴う議員27名の報酬84万円及び費用弁償19万4千円あります。2款総務費は、1億6,426万8千円を見込んでおります。主な支出予定であります。3節職員手当等571万9千円は、派遣職員20名の通勤手当に387万6千円、時間外勤務手当に165万3千円を見込んでおります。

6ページをお開きください。11節需用費163万2千円は、国保実務などの消耗品に50万6千円、光熱水費に90万円などあります。12節役務費70万2千円は、郵送料などの通信運搬費に44万4千円、レセプトの廃棄料などの手数料に19万4千円などあります。13節委託料616万6千円の主な支出予定は、財務会計システム及びグループウェア委託料に455万1千円、条例等整備委託料に115万6千円を見込んでおります。14節使用料及び賃借料1,287万9千円の主な支出予定であります。財務会計システム及びグループウェア総合行政ネットワーク接続料などの使用料に176万7千

円、事務所及び書類保管用の倉庫等の借りに 552 万 9 千円、公用車 2 台の車両借上げに 70 万 7 千円、内部情報系パソコンの借上げ及びシステムのリース料に 478 万 1 千円を見込んでおります。18 節備品購入費は庁用器具費としてパンフレットスタンドの購入などに 4 万円であります。19 節負担金、補助及び交付金 1 億 3,631 万 3 千円の主な支出予定は、派遣職員 20 名分の給与等を派遣元市町村に、負担金として 1 億 3,625 万 6 千円を見込んでおります。2 款 1 項 2 目公平委員会費 3 万円は、委員 3 名の報酬及び費用弁償であります。2 款 2 項 1 目選挙管理委員会費 4 万 1 千円は、委員 4 名の報酬及び費用弁償であります。2 款 3 項 1 目監査委員費 34 万 6 千円は、委員 2 名による月例監査などに係る、報酬及び費用弁償であります。3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目老人福祉費 4 億 1,413 万 4 千円は、特別会計への繰出し金であります。4 款諸支出金 1 項基金費 1 目財政調整基金費 2 千円は、基金の預金利子を見込んでおります。5 款予備費につきましては、100 万円計上しております。

以上が、平成 30 年度一般会計予算の詳細であります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 6 号の質疑を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号「平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員でございます。よって「議案第 6 号」は原案のとおり可決することに決定致しました。

【日程第 12 議案第 7 号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第 12、議案第 7 号「平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題と致します。事務局より、説明を求めます

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 坂本事務局長。

○**事務局長(坂本敏己君)** それでは、議案第 7 号「平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の 19 ページをご覧ください。平成 30 年度の特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,010 億 5,205 万 8 千円であり、前年度と比較して 16 億 8,335 万 6 千円の増額となっております。特別会計につきましては、被保険者からの保険料、国、県、市町村からの負担金、及び支払基金からの支援金などを財源として、医療給付を主に行っております。以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、鈴木業務課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 鈴木業務課長。

○**業務課長(鈴木享君)** それでは、平成 30 年度特別会計の詳細につきまして、資料 3 の予算説明書で説明させていただきます。特別会計は、医療の給付に関する収支が対象になります。13 ページからが特別会計の事項別明細書になります。14 ページが歳入、15 ページが歳出の総括表になります。

次の 16 ページをご覧ください。初めに、歳入から説明いたします。1 款市町村支出金、1 項の市町村負担金は、合計で、170 億 1,895 万円で、被保険者数、一人当たり医療給付費の増加により、前年度より約 1.9%の伸びとなっております。1 目の保険料等

負担金 69 億 3,354 万 3 千円は、市町村で徴収した保険料を負担金として広域連合に納付するもので、被保険者数の増加により、前年度に比べ 1 億 7,776 万円の増額となっております。2 目の療養給付費負担金の 1 節現年度分 79 億 4,098 万 5 千円は、負担対象額の 12 分の 1 相当額の定率負担分であります。3 目の保険基盤安定負担金の 21 億 4,442 万 1 千円は、7 割、5 割、2 割軽減の保険料軽減相当額の補てんのための負担金であります。2 款 国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目の療養給付費負担金、1 節の現年度分 238 億 2,295 万 5 千円は、負担対象額の 12 分の 3 相当額となる国の定率負担分であります。2 目の高額医療費負担金 1 節の現年度分 3 億 8,028 万 9 千円は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費への負担金であり、負担対象額の 4 分の 1 が交付されます。

17 ページをご覧ください。2 項国庫補助金、1 目の調整交付金 89 億 4,634 万 8 千円は、負担対象額の 12 分の 1 が交付され、内訳は、普通調整交付金 88 億 8,524 万 8 千円と、人間ドック助成事業等に充てるための特別調整交付金 6,110 万円であります。2 目の後期高齢者医療制度事業費補助金 5,088 万 7 千円は、国からの事業費補助であります。1 節の健康診査事業補助金 3,857 万 1 千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して基準額の 3 分の 1 以内で補助されます。2 節の医療費適正化等推進事業費補助金 752 万 1 千円は、医療費適正化及び収納対策事業に対する補助金であり、事業費の 2 分の 1 が補助されます。3 節の特別高額医療費共同事業補助金 479 万 5 千円は、400 万円を超える著しく高額なレセプトのうち、200 万円を超える部分について全国の広域連合が共同で負担する事業に対し、当広域連合の拠出金に対する補助金が交付されるものであります。3 目の円滑運営臨時特例交付金、5 億 4,454 万 7 千円は、保険料軽減分の補てんとして交付されるものであります。4 目の後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に係る保険料及び一部負担金の減免に伴う補助金について、科目設定するものであります。3 款県支出金、1 項県負担金、1 目の療養給付費負担金、1 節の現年度分 79 億 4,098 万 5 千円は、負担対象額の 12 分の 1 相当額となる県の定率負担分であります。2 目の高額医療費負担金、1 節の現年度分 3 億 8,028 万 9 千円は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費への負担金であり、国と同様、負担総額の 4 分の 1 が交付されます。

18 ページをご覧ください。2 項財政安定化基金支出金、1 目の財政安定化基金交付金は、保険料が予定収納率を下回ったり、あるいは給付費が見込みを上回る場合の財源不足に対応するための、基金からの交付金であります。3 項県補助金、1 目の後期高齢者医療保健事業費補助金 3,857 万 1 千円は、市町村が実施する健診費用への県の補助金であり、国と同様、基準額の 3 分の 1 の補助を予定しております。4 款 1 項支払基金交付金、1 目の後期高齢者交付金、1 節の現年度分 408 億 9,528 万 3 千円は、若者世代からの支援金であり、療養の給付等に要する費用全体の約 4 割に当たる金額が交付されるものであります。5 款の特別高額医療費共同事業交付金 1,400 万円は、1 件 400 万円を超える著しく高額なレセプトに対する国保中央会からの交付金であります。6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目の利子及び配当金 18 万円は、特別会計で管理する医療給付基金で生じる利子分であります。

19 ページをご覧ください。7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目の一般会計繰入金 4 億 1,413 万 4 千円は、各市町村からの事務費負担金であります。2 項基金繰入金 1 目の後期高齢者医療給付基金繰入金 4 億 8,912 万 1 千円は、保険給付費の不足額を、過年度における保険料の剰余金を積み立てた基金を取り崩し、繰入れるものであります。8 款の繰越金は、前年度からの繰越金であります。金額が確定していないため、科目設定するものであります。9 款の県財政安定化基金借入金は、保険料の未納、給付費の増額等による財源不足に対する無利子の貸付けですが、科目設定であります。10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料のうち、1 目の延滞金、2 目の過料及び 3 目の加算金

は、いずれも科目設定であります。2 項預金利子、1 目の預金利子は 70 万 5 千円を計上しております。

20 ページをご覧ください。3 項雑入、1 目の第三者納付金 1 億円は、第三者行為に係る医療給付費の損害賠償金であります。2 目の返納金、1 節の現年度 1,400 万円及び 2 節の過年度分 80 万円は、所得更正等による医療給付費の返納金であります。3 目の雑入は、科目設定であります。以上が歳入であります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。21 ページをご覧ください。1 款総務費、1 項 総務管理費、1 目の一般管理費は、4 億 4,040 万 4 千円で、前年度より 1 億 2,668 万円の増額、率にして約 40.3%の増であります。主な内容であります。1 節報酬、3 節 職員手当等、4 節 共済費及び 7 節の賃金は、いずれも嘱託職員及び臨時職員に係る人件費であります。8 節の報償費は、懇話会委員の報償金で 2 回の開催を予定しております。9 節の旅費は、懇話会開催時の費用弁償と職員の普通旅費であります。11 節の需用費は、事務用消耗品、医療費通知用の圧着はがきの印刷等の経費であります。12 節の役務費は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、制度周知の広告料及び、レセプトに係る各種手数料等であります。

22 ページをご覧ください。13 節の委託料は、標準システムに係る委託料および次期標準システム機器導入構築業務委託、ならびに保守委託料、レセプトの資格確認等に係る国保連への委託料、レセプトの点検委託料等々、説明欄に記載のとおりであります。14 節の使用料及び賃借料は、懇話会等の会場借り上げ料、及び現標準システムと次期標準システムの広域連合分及び市町村分に係るリース料であります。19 節の負担金、補助及び交付金は、保険者協議会への負担金等であります。2 款保険給付費、1 項療養諸費のうち 1 目の療養給付費 941 億 2,500 万円は、通常の医療給付であります。前年度より 12 億 4,423 万 5 千円増額となっております。

23 ページをご覧ください。2 目の訪問看護療養費 4 億 3,300 万円は、居宅で医師の指示により、看護師等から療養上の世話を受けたときの費用であります。3 目の特別療養費 10 万円は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要した療養給付費等であります。

24 ページをご覧ください。4 目の移送費 200 万円は、医師の指示により、病院等に一時的、緊急的に移送されたときの移送費用であります。5 目の審査支払手数料 2 億 7,150 万円は、国保連合会に委託している療養給付費に係る審査支払の費用であり、対象となるレセプトは、362 万件を見込んでおります。6 目の療養費 11 億 500 万円は、補装具、柔道整復等の費用であります。

25 ページをご覧ください。2 項高額療養諸費、1 目の高額療養費 40 億 3,000 万円は、窓口で支払う自己負担額が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた方に支給するものであります。2 目の高額介護合算療養費 1 億 500 万円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払う自己負担分の 1 年間の合計額が一定の限度額を超えた方について支給するものであります。

26 ページをご覧ください。3 項その他医療給付費、1 目の葬祭費は、被保険者の死亡に対して、葬祭を行う方に 5 万円を支給するもので、7,600 件を見込んでおります。3 款特別高額医療費共同事業拠出金は、400 万円を超える著しく高額なレセプトが対象となり、200 万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための拠出金であります。過去の実績から、1 目の共同事業拠出金に 1,910 万円、2 目の事務費への拠出金に 8 万円を見込んでおります。4 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目の健康診査費 7,714 万 2 千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して、国と県の補助を受けて、交付する補助金であります。2 目の、その他健康保持増進費 4,035 万 1 千円は、広域連合が実施する健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村が実施する人間ドック事業

などの健康増進事業への補助金であります。

27 ページをご覧ください。5 款基金積立金、1 項基金積立金、2 目の後期高齢者医療給付基金積立金は、基金の利息 18 万円を計上しております。これは、前年度の剰余金
が不確定のため、利息分のみの計上であります。6 款公債費の 100 万円は、資金運用上
一時借入れをした場合の利子を計上したものであります。7 款諸支出金、1 項償還金及
び還付加算金、1 目の保険料還付金 2,000 万円は、保険料の賦課更正等による還付金で
あります。2 目の償還金は、療養給付費等に係る市町村や国等への返還金の科目設定で、
3 目の還付加算金 20 万円は、保険料の還付に対する加算金であります。

28 ページをご覧ください。8 款予備費は、前年度と同様、200 万円を計上しておりま
す。

以上が平成 30 年度特別会計予算の内容であります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 7 号の質疑
を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入りま
す。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。議案第 7 号、「平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高
齢者医療特別会計予算」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めま
す。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって「議案第 7 号」は原案のとおり可
決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件につ
いて、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第 43 条の
規定により、その整理を議長に委任願ひしたいと思います。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました
各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(谷垣喜一君) 以上をもちまして、本定例会に付されました議案の審議は、すべ
て終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、
議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。
心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、平成 30 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉
会といたします。ご苦労さまでした。

○事務局(金子智奈美君) ご起立下さい。相互に礼。

閉会 午後 4 時 01 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 _____ 谷 垣 喜 一 _____

署名議員 _____ 西 室 衛 _____

署名議員 _____ 佐 藤 一 仁 _____